

複 写 機 賃 貸 借 契 約 仕 様 書

賃貸借番号	7	複写機（モノクロ）賃貸借及び保守契約（低速機Ⅱ）
-------	---	--------------------------

本件契約に係る入札により本市企業局が借り受ける複写機（以下「複写機」という。）の仕様は、次のとおりとする。

（複写機）

第1条 複写機は、別紙1に掲げる基本仕様を全て満たすものであること。

なお、複写機の連続複写速度（A4横）は、別紙1のとおりとする。

2 複写機の納入（設置）場所及び数量並びに機器の仕様は、別紙1及び別紙2のとおりとする。

ただし、複写機の納入（設置）場所については、本市における組織改正により、課名等の変更はありえる。

なお、別紙1において求める個別の機能については、別紙2に掲げる個別仕様を満たすものであること。

（設置及び撤去）

第2条 賃貸人は、次の日時までに複写機を設置し、かつ、使用し得る状態にしなければならない。ただし、ネットワークスキャナ機能又はネットワークプリンタ機能を有することを別紙2において求めた場合における当該機能の使用に必要となる既設の情報機器等へのソフトウェア等の導入、設定等についてはこの限りでないものとするが、当該複写機を利用する担当部署と協議の上、できる限り速やかに当該作業を完了すること。

令和8年4月1日 午前8時30分

2 賃貸人は、賃借人と協議の上、契約終了時に当該設置した複写機を撤去し、適法に処分するものとする。

また、複写機に保存されている情報については、賃貸人の負担と責任において、裁断、焼却、電磁記録媒体の物理的破壊又は電子データを復元できないように完全に消去する等の方法により確実に廃棄処分を行い、その結果を書面にて証明するものとする。

3 第1項及び前項に規定する設置、撤去等に係る費用は、賃貸人の負担とする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、次のとおりとする。

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 本件契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継

続契約であり、前項の規定にかかわらず、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る本市企業局の歳出予算に減額又は削除があった場合は、当該削除のあった会計年度の前年度の末日をもって本件契約を終了する。

（年間予想複写枚数）

第4条 年間予想複写枚数は、別紙1のとおりとする。

- 2 賃借人の1年当たりの複写枚数が別紙1に掲げる枚数に達しなかった場合であっても、賃借人は、一切補償等の責を負わないものとする。

（機械保守）

第5条 賃貸人は、複写機の保守に関し、次の各号に掲げる業務を誠実に実施し、複写機を常に安定して使用し得る状態に維持しなければならない。

- （1）定期に複写機の点検を行い、必要と認めるときは、調整その他必要な措置をとること。
 - （2）複写機に不具合が発生したときは、賃借人の求めに応じ、直ちに修理に着手し、複写機を正常な状態に回復させること。
 - （3）前号の規定による修理を行った場合にあって、同様の故障が数回にわたり繰り返すときは、当該複写機を取り替えること。
- 2 感光体及び現像液の貸与、トナーその他の消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給並びに前項各号に掲げる業務に係る一切の費用は、賃貸人の負担とする。
 - 3 賃貸人は、賃借人の使用する用紙が複写機製造者が指定し、又は推奨するコピー専用紙でないことを理由に、第1項各号に定める業務を拒否し、又は賃借人に新たな費用の負担を求めてはならない。

別紙 1（複写機用）

導入予定の複写機が 要する性能	連 続 複 写 速 度 (A 4 横)	☐ 高速機Ⅰ (6 0 枚／分以上)	
		☐ 高速機Ⅱ (5 0 枚／分以上 6 0 枚／分未満)	
		☐ 中速機 (4 0 枚／分以上 5 0 枚／分未満)	
		☐ 低速機Ⅰ (3 0 枚／分以上 4 0 枚／分未満)	
		☒ 低速機Ⅱ (2 0 枚／分以上 3 0 枚／分未満)	
	ファクシミリ機能	☒ 必 要 ・ ☐ 不 要	
	ス テ ー プ ル 機 能	☐ 必 要 ・ ☒ 不 要	
	パ ン チ 機 能	☐ 必 要 ・ ☒ 不 要	
	ス キ ャ ナ 機 能	☒ 必 要 ・ ☐ 不 要	
		接続クライアント台数	7 台
プ リ ン タ 機 能	☒ 必 要 ・ ☐ 不 要		
	接続クライアント台数	7 台	
カラー／モノクロ	☐ カ ラ ー ・ ☒ モ ノ ク ロ		
その他必要とする機能			
年間予想複写枚数	6000 枚／年		
複 写 機 設 置 場 所	和歌山市松島408-1 加納浄水場3階 水質試験事務所		
備 考			

基本仕様			
複写方式		デジタル方式	
解像度		原則として600dpi以上	
原稿サイズ		最大A3以上とし、A3、A4、B4及びB5の各サイズの複写可能であること。	
複写サイズ			
複写倍率	固定倍率	115%、122%及び141%の3段階以上の拡大並びに87%、82%及び71%の3段階以上の縮小が固定倍率で設定されていること。（誤差±1%以内）	
	任意倍率	最小50%以下で最大200%以上の任意倍率の設定が1%刻みで可能であること。	
給紙方式		前面給紙方式	
		500枚以上の用紙が収納できるトレイ等を4段以上有していること。	
		原則として手差し給紙が可能であること。	
電源		AC100V 15A	
その他		現行機種であること。	
		自動両面原稿送り装置を有していること。	
		自動両面複写が可能であること。	
		A3まで対応可能なソート機能（機械的方法又は電子的方法により、部ごとに仕分けし、かつ、重ねて排紙できる機能をいう。）を有していること。	
		未使用品（名称のいかんを問わず、一度使用された機器又はこれらの機器に幾分の手入れをしたものを除く。）であること。	
		グリーン購入法に適合していること。	
		国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。	

必須

別紙 2（複写機用）

個別仕様		
ファクシミリ機能	スーパー G 3 規格に対応したアナログファクシミリ機能を有していること。	該 当 時 必 要
ステープル機能	コーナーとじ及び 2 箇所とじが可能なステープル機能を有していること。	
パンチ機能	2 穴パンチ機能を有していること。	
スキャナ機能	ネットワークスキャナ機能（フルカラースキャナに限る。）を有していること。	
プリンタ機能	ネットワークプリンタ機能を有していること。	

特記事項

別紙 1 「導入予定の複写機が要する性能」において、スキャナ機能又はプリンタ機能を必要とし、クライアント台数の記載がある場合は、当該機能の使用に必要なとなるソフトウェア等の導入及び設置等をその台数分に対して行うこととする。

本仕様書に定める複写機の賃貸借（入札）数量は、 1 台である。

賃貸借契約書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、〇〇〇（以下「複写機」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は複写機を乙から賃借し、乙はこれを賃貸する。

2 乙は、複写機の修繕等、複写機が常時正常に稼動し得るよう維持する義務を負わないものとする。

（複写機の機種等）

第2条 複写機の機種、台数及び設置場所は、次のとおりとする。

（1）機種 〇〇〇〇

（2）台数 〇台

（3）設置場所 和歌山市企業局〇〇部〇〇課内

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（賃貸借料）

第4条 賃貸借料は月払いとし、各月の賃貸借料は、〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税に相当する額〇, 〇〇〇円を含む。）とする。

（賃貸借料の請求）

第5条 乙は甲に対し当該月の翌月に賃貸借料の請求をするものとする。

（賃貸借料の支払）

第6条 甲は、前条の請求を受けた日から30日以内に賃貸借料を乙に支払わなければならない。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

（善管注意義務）

第7条 甲は、複写機を善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

2 乙は、複写機に賃貸借物である旨の表示をしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、甲の故意又は重大な過失により複写機を損傷したときに限り、甲に損害の賠償を請求することができる。

（通知義務）

第8条 甲は、次の各号のいずれかの行為を行うときは、あらかじめ乙に通知し、その承諾を得なければならない。

（1）第2条第3号の設置場所を変更するとき。

（2）複写機の一部の取替え若しくは改造又は複写機にほかの機械器具を取り付けるとき。

（料金の改定）

第9条 乙は、契約期間中に公租公課の増減等により賃貸借料の額が不相当となったときは、賃貸借料を改定しようとする日の3か月前までに、書面でその旨を通知し、甲乙協議して、賃貸借料を改定することができる。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行せず、若しくは履行する見込みがない場合又は義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合は、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、乙が負担する。

2 第3条の規定にかかわらず、甲は、令和8年度以降の甲の歳出予算において、当該賃貸借料について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、甲が負担する。

3 甲及び乙は、前2項に規定するほか必要がある場合は、甲乙協議の上、3か月前までに書面で通知することにより、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれが多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(複写機の返還)

第13条 甲は、この契約が満了したときは、複写機を速やかに乙に返還しなければならない。

2 前項の規定による返還を行う場合において必要な費用は、賃貸借料に含まれるものとする。

3 乙は、複写機の返還を受けた際は、複写機に保存されている情報について、乙の負担と責任において、裁断、焼却、電磁的記録媒体の物理的破壊又は電子データを復元できないように完全に消去する等の方法により確実に廃棄処分を行い、その結果を書面にて証明しなければならない。

(機密の保持)

第14条 乙は、この契約の履行に際し知り得た甲の秘密を外部に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第15条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

乙

賃貸借契約書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）と△△△△株式会社（以下「丙」という。）は、〇〇〇（以下「複写機」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、複写機を乙の責任において丙から賃借し、丙はこれを賃貸する。

2 乙及び丙は、複写機の修繕等、複写機が常時正常に稼動し得るよう維持する義務を負わないものとする。

3 乙は、丙をして、この契約に基づく乙の債務を履行させるものとし、もし丙が債務を履行しない場合は、乙が当該債務を履行するものとする。

（複写機の機種等）

第2条 複写機の機種、台数及び設置場所は、次のとおりとする。

（1）機種 〇〇〇〇

（2）台数 〇台

（3）設置場所 和歌山市企業局〇〇部〇〇課内

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（賃貸借料）

第4条 賃貸借料は月払いとし、各月の賃貸借料は、〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税に相当する額〇, 〇〇〇円を含む。）とする。

（賃貸借料の請求）

第5条 丙は甲に対し当該月の翌月に賃貸借料の請求をするものとする。

（賃貸借料の支払）

第6条 甲は、前条の請求を受けた日から30日以内に賃貸借料を丙に支払わなければならない。

2 丙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

（善管注意義務）

第7条 甲は、複写機を善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

2 丙は、複写機に賃貸借物である旨の表示をしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、丙は、甲の故意又は重大な過失により複写機を損傷したときに限り、甲に損害の賠償を請求することができる。

（通知義務）

第8条 甲は、次の各号のいずれかの行為を行うときは、あらかじめ乙及び丙に通知し、その承諾を得なければならない。

- (1) 第2条第3号の設置場所を変更するとき。
- (2) 複写機の一部の取替え若しくは改造又は複写機にほかの機械器具を取り付けるとき。
(料金の改定)

第9条 丙は、契約期間中に公租公課の増減等により賃貸借料の額が不相当となったときは、賃貸借料を改定しようとする日の3か月前までに、書面でその旨を通知し、甲乙丙協議して、賃貸借料を改定することができる。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行せず、若しくは履行する見込みがない場合又は義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合は、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、乙が負担する。

2 第3条の規定にかかわらず、甲は、令和8年度以降の甲の歳出予算において、当該賃貸借料について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、甲が負担する。

3 甲乙丙は、前2項に規定するほか必要がある場合は、甲乙丙協議の上、3か月前までに書面で通知することにより、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第11条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙又は丙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

- (2) 乙若しくは丙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙若しくは丙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙若しくは丙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙若しくは丙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙若しくは丙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙若しくは丙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわ

らず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙又は丙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙又は丙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行なった場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行なった行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(複写機の返還)

第13条 甲は、この契約が満了したときは、複写機を速やかに丙に返還しなければならない。

2 前項の規定による返還を行う場合において必要な費用は、賃貸借料に含まれるものとする。

3 丙は、複写機の返還を受けた際は、複写機に保存されている情報について、丙の負担と責任において、裁断、焼却、電磁的記録媒体の物理的破壊又は電子データを復元できないように完全に消去する等の方法により確実に廃棄処分を行い、その結果を書面にて証明しなければならない。

(機密の保持)

第14条 乙及び丙は、この契約の履行に際し知り得た甲の秘密を外部に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第15条 この契約に関し、甲と乙又は丙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙丙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

乙

丙

複写機保守契約書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、〇〇〇（以下「複写機」という。）の保守（トナー、デベロッパー及びドラムの交換を含む。以下同じ。）について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は複写機が常時正常な状態で稼動し得るよう保守を行い、甲はこれに対して保守代金を乙に支払うものとする。

（複写機の機種及びその設置場所）

第2条 複写機の機種及びその設置場所は、次のとおりとする。

（1）機種 〇〇〇〇〇

（2）設置場所 和歌山市企業局〇〇部〇〇課内

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（保守代金）

第4条 複写枚数1枚当たりの単価は、〇〇円〇〇銭（消費税及び地方消費税分を含まない。）とする。

（保守代金等の請求）

第5条 乙は、毎月末において、甲の確認を受けて複写枚数を算出し、前条の規定に基づき保守代金並びにそれに対する消費税及び地方消費税分（以下「保守代金等」という。）を甲に請求するものとする。

（保守代金等の支払）

第6条 甲は、乙から前条の請求を受けた日から30日以内に保守代金等を乙に支払わなければならない。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による保守代金等の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

（複写機の保守）

第7条 乙は、甲が複写機を常時正常な状態で使用できるように定期的に技術員を設置場所に派遣し、複写機の点検及び調整を行わせなければならない。

2 乙は、複写機が故障したときは、甲の請求により直ちに技術員を設置場所に派遣して修理に着手させ、複写機を正常な状態に回復させなければならない。

3 乙は、甲に複写機の操作方法を指導するものとする。

(消耗品等の供給)

第8条 乙は、複写機に必要な消耗品（紙及びステープル針を除く。）を円滑に供給しなければならない。

(設置場所の変更)

第9条 甲は、第2条の設置場所を変更するときは、あらかじめ乙に通知し、その承諾を受けなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、保守の履行に際し知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがない場合は、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、乙が負担する。

2 第3条の規定にかかわらず、甲は、令和8年度以降の甲の歳出予算において、この契約の保守代金等について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、甲が負担する。

3 甲及び乙は、前2項に規定するほか必要がある場合は、甲乙協議の上、1か月前までに書面で通知することにより、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

など暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第13条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独

占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(消耗品の返還)

第14条 甲は、この契約が終了したときは、乙が供給した残存する消耗品を乙に返還しなければならない。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

乙

質問・回答について

- 1 賃貸借の名称 複写機（モノクロ）賃貸借及び保守契約（低速機Ⅱ）（水質試験事務所）
- 2 賃貸借番号 7
- 3 担当課 上・工業用水道管理課（水質試験事務所）

4 質問及び回答

（１）質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。

（２）提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書４参照）

（３）質問の提出の受付は、公告日から令和８年２月１３日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第６２号）第１条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（８時３０分から１７時１５分まで）とします。

（４）回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。